

相談支援事業者の指定に当たっての留意事項

1 指定権者について

- ・ 指定一般相談支援事業者 都道府県、指定都市、中核市
※ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、指定都市、中核市に権限移譲されることに留意。
- ・ 指定特定相談支援事業者 市町村
- ・ 指定障害児相談支援事業者 市町村

2 指定に当たっての基本的な考え方

(1) 共通事項

- 指定一般・特定・障害児相談支援事業所に従事する管理者、相談支援専門員等は、原則として専従としているが、指定一般・特定・障害児相談支援事業所間における職員の兼務は、業務に支障がないものとして認めることとし、一体的に指定できることとする。
- 当該事業所内や、相談支援事業所以外の事業所・施設等との兼務については、実情を踏まえて判断すること。

(2) 指定一般相談支援事業者

- 指定一般相談支援事業所の指定は、地域相談支援の種類（地域移行支援・地域定着支援）ごとに指定することとなるが、地域移行支援・地域定着支援はできる限り支援の継続性を確保する観点から両方の指定を受けることを基本とする。
ただし、他の事業所との連携等により適切に支援することが可能な場合には、地域移行支援のみ又は地域定着支援のみの指定を認めることとする。

(3) 指定特定・障害児相談支援事業者

（総合的に相談支援を行う者）

- 「総合的に相談支援を行う者」として厚生労働省令で定める基準（以下の3要件）に該当する者であること。（現行の特定事業所加算の要件（市町村からの委託要件等を除く）と同様。）
 - ① 運営規定において、事業の主たる対象とする障害の種類を定めていないこと
ただし、事業の主たる対象とする障害の種類を定めている場合であっても、以下の場合は対象とする。
 - ・ 他の指定特定・障害児相談支援事業所と連携することにより、事業の主たる対象としていない障害の種類についても対応可能な体制としているとき。
 - ・ 身近な地域に指定特定・障害児相談支援事業所がないとき。
 - ② 自立支援協議会に定期的に参加する等医療機関や行政との連携体制があること。
 - ③ 当該事業所の相談支援専門員に対し、計画的な研修又は当該事業所における事例の検討等を行う体制を整えていること。

(障害児に係る指定の取扱い)

- 障害児については、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児通所支援のサービスについて一体的に判断することが望ましいことから、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援所の両方の指定を受けることを基本とする。

この場合、当該事業所が障害児のみを対象とする場合は、運営規定において主たる対象者を障害児とする旨明記すること。(主たる対象者以外の者から依頼があった場合については、運営規定において主たる対象者を障害児としていることにより、正当な理由があるものとしてサービス提供を拒否できる。)

(市町村直営の相談支援事業所に係る取扱い)

- 指定特定・障害児相談支援事業者の指定については、民間法人のほか、市町村直営による場合も認められる(指定一般相談支援事業者も同じ)。

ただし、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画については、市町村が支給決定に当たって勘案するものであり、支給決定を行う組織そのものが指定事業所となることは改正法の趣旨に照らして望ましくない。

このため、市町村直営の場合には、支給決定を行う組織とは独立した体制が確保されている場合に限り、指定すること。

3 その他指定に当たっての審査事項

- 指定に係る人員基準及び運営基準を満たすものであること。(指定基準案を参照)
- 指定に当たっての欠格事項に該当しないこと。
 - ※ 指定一般相談支援事業者は追加様式、指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者については、指定様式の参考様式8・9を参照。

4 指定様式等について

- 指定一般相談支援事業所分(都道府県・指定都市・中核市分)
 - 別添1(既にお示ししている様式のうち指定一般相談支援事業所関係に係る内容の変更・追加様式分)のとおり。
- 指定特定・障害児相談支援事業所分(市町村分)
 - 別添2(指定等に関する規則例及び様式一式)

5 公示事項

指定・廃止・指定取消の場合については、以下の内容について公示。

※ 公示方法は、法律上、特に限定するものではないので、公示規則等で定めるところにより行う。

- ① 指定等に係る事業者の名称及び主たる事務所の所在地
- ② 指定等に係る事業所の名称及び所在地
- ③ 指定等の年月日
- ④ 指定等に係る種類(指定地域移行支援・指定地域定着支援・指定計画相談支援・指定障害児相談支援の別)

⑤ 事業の主たる対象者

⑥ 事業所番号

※ 現行法の指定相談支援事業所については、整備法附則第15条に基づき、施行日に、指定一般相談支援事業者の指定を受けたものとみなされることに留意（施行後1年以内であって厚生労働省令で定める期間内に指定申請を行わなければ効力を失う）。

都道府県・指定都市・中核市においては、当該みなし指定に係る事業所（この場合の指定に係る種類は、指定地域移行支援・指定地域定着支援）についても公示すること。

（みなし指定の対象となる事業者には、その旨あらかじめ周知しておくことが望ましい。）

6 その他

都道府県と市町村は、1つの事業所から複数の種類（指定一般・特定・障害児）の指定の申請があった場合等においては、指定に当たって必要な情報の共有を図ること。